東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

（法第四十三条に規定する総務省令で定める場合）

第一条　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第四十三条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　事業税　法第四条第九項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から平成二十八年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十七条の二第一項の表の第一号の規定の適用を受ける施設若しくは設備、同法第十七条の五第一項の規定の適用を受ける施設若しくは設備又は同法第十八条の四第一項の規定の適用を受ける施設若しくは設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（当該事業を実施する個人事業者又は法人で法第三十七条第一項若しくは法第三十九条第一項に規定する指定事業者又は法第四十条第一項に規定する指定法人に該当するものであって認定日から平成二十八年三月三十一日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。以下「指定事業者等」という。）について、当該対象施設等の所在する道県が、当該対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該道県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち当該対象施設等に係るものとして次条により計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二　不動産取得税　指定事業者等について、当該対象施設等である家屋及びその敷地である土地の取得（認定日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

三　固定資産税　指定事業者等について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

（第一条第一号の当該対象施設等に係る所得又は収入金額の計算方法）

第二条　前条第一号の当該対象施設等に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

一　電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

当該道県において当該指定事業者等に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額	＝	当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち対象施設等に係る固定資産の価額	×	当該道県において当該指定事業者等に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額
		当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が当該道県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額		

二　鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

当該道県において当該指定事業者等に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額	＝	当該新設し、又は増設した軌道のうち対象施設等に係る軌道の延長キロメートル数	×	当該道県において当該指定事業者等に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額
		当該軌道を新設し、又は増設した者が当該道県内に有する軌道の延長キロメートル数		

三　前二号以外の業種に係る所得又は収入金額

当該道県において当該指定事業者等に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額	＝	当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち対象施設等に係る従業者の数	×	当該道県において当該指定事業者等に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額
		当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が当該道県内に有する事務所又は事業所の従業者の数		

2　前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第十項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

○法務省令第四十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の施行に伴い、及び不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百五十条の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

法務大臣　平岡　秀夫

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「令第十九条第一項」の下に「（第二百十一条第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「令第十九条第二項」の下に「（第二百十一条第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二百七条第二項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　申請人が東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十三条第一項の規定に基づいて申請をする者であるときは、その旨

第二百九条第一項に次の一号を加える。

七　申請人が東日本大震災復興特別区域法第七十三条第一項の規定に基づいて申請をする者であるときは、次に掲げる情報

イ　申請人が復興整備事業（東日本大震災復興特別区域法第七十三条第一項に規定する復興整備事業をいう。以下この号において同じ。）の実施主体であることを証する情報

ロ　対象土地の全部又は一部が復興整備事業の実施区域として定められた土地の区域内に所在することを証する情報

ハ　対象土地の所有権登記名義人等の承諾を証する当該所有権登記名義人等が作成した情報（対象土地の所有権登記名義人等のうちにその所在が判明しない者がある場合にあっては、その者についてはその所在が判明しないことを証する情報）

第二百十一条中第七項を第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　令第十九条の規定は、第二百九条第一項第七号ハの所有権登記名義人等の承諾を証する当該所有権登記名義人等が作成した情報を記載した書面について準用する。

第二百十三条第一項ただし書中「ただし」の下に「第二百十一条第七項の規定により令第十九条第二項の規定が準用される場合における同項又は当該場合におけるこの省令第五十条第二項において準用する第四十八条第一項第三号の印鑑に関する証明書及び」を加える。

附　則

この省令は、東日本大震災復興特別区域法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。